

令和8年度 常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画に係る具体的な取組の実施（計画）

取組項目	前年度の取組状況の検証結果（不正発生要因及びその内容）	今年度の具体的な取組内容
<p>(1) 責任体系の明確化</p> <p>公的研究費の運営及び執行管理に関する責任体系を明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に改定した不正防止計画に基づく責任体系について、令和7年度に実施した研究費の不正使用防止に関する意識調査の回答では「知っている」「概ね知っている」を合わせると71.3%となり、令和6年度と同様の設問回答の93.9%と比較すると、減少している。 責任体系の明確化に関して、引き続き不断の周知の努力が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の不正使用防止に関する意識調査に関して、事務職員の回答率10.4%から65.5%に上昇した一方、教員の回答率が39.8%と事務職員と比較すると低いことから、信頼性の高い調査結果が得られるように、教員に対しても回答締切前のリマインダーを送ることで、教員の回答率向上を図る。また、意識調査の際に、回答後に各規程を確認できるよう規程の案内をすることで周知に努める。 各責任者の具体的な役割を教職員全体に浸透させるため、グループウェア等を活用し、各責任者の具体的な責任範囲（役割）について一層の周知を図る。
<p>(2) 適正な運営及び執行管理の環境整備</p> <p>公的研究費の事務処理に係るルールの明確化・統一化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費執行の手引き」に基づく手続きが行われていない例がある。 研究等に関する相談窓口やルールの浸透率が半数程度に留まっている（研究費の不正使用防止に関する意識調査の結果、不正防止計画の内容を知っている57.3%、研究等に関する相談窓口を知っている44%、寄附手続きのルールを知っている56.9%）ことから、相談窓口やルールの周知方法について改善が必要である。 「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費執行の手引き」では、10万円未満であっても汎用性・換金性の高い物品について、保管場所を記録することが求められているが、実態では、研究費で購入される物品の多くが研究室内で日常的に使用されており、教員の異動・退職時に庶務課が物品を確認する運用が中心となっていること、人人体制や業務量の制約から、現行の手引きに定める管理方法をそのまま適用することが困難である。現場の実態や業務負担を踏まえたうえで、適切な管理を実現する実施可能な方法へ見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の内容の充実を図り、グループウェア等を活用し、関係者に周知する。 浸透率の低かった項目について、以下のとおり周知する。 不正防止計画の内容：啓発活動での周知に加え、部長会・科長会で教員に対して報告を行う。 研究等に関する相談窓口：ポスターを作成して、大学内の教職員の目に留まりやすい場所に掲示する。 寄附手続きのルール：研究費執行の手引きの配布の際に、別紙で内容を周知する。 「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の10万円未満で汎用性・換金性の高い物品の保管方法に関する項目について架空取引や私的流用の防止の観点から再考し、ルールと運用の実態が乖離しないように努める。令和8年度内に各キャンパスにおける保管の実態について把握し、方向性を整理する。
<p>(3) 不正発生の要因の把握及び不正防止計画の策定・実施</p> <p>公的研究費の執行における課題及び問題点を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査やモニタリングの結果に基づく本学固有のリスク要因の分析・把握に基づいた不正防止計画を策定、実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進部署と内部監査部門は、内部監査及びモニタリングの結果の分析を連携して行い、引き続き本学固有のリスク要因を踏まえた実効性のある不正防止計画を策定する。
<p>(4) 公的研究費の適正な執行管理</p> <p>公的研究費の執行状況を的確に把握し、適正な執行管理をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費執行の手引き」に基づく手続きが行われていない例（物品の発注及び検収を研究者が行っていた、事前申請が行われていなかった、誤った様式の使用等）がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の内容の充実を図り、様式を含めた一層の周知を図る。 また、物品等の購入に関する事前の申請手続き及び発注・検収の注意事項について、特に教員に対して引き続き啓発活動で周知を徹底する。
<p>(5) 情報発信・共有化の推進</p> <p>学内の情報共有はもとより、本学の取組等の主体的な情報発信等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本学における具体的な使用ルールや不正防止の取組について、令和7年度に実施した研究費の不正使用防止に関する意識調査の回答率について、特に教員の回答率向上について引き続き不断の努力が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の不正使用防止に関する意識調査の分析結果に基づき、教職員に定着していない情報に関して、啓発活動やポスター掲示等を含めた、構成員の理解の浸透度を高める情報発信に取り組む。研究費の不正使用防止に関する意識調査に関しては、教員に対して回答締切前のリマインダーを送ることで回答率の向上を図る。 引き続き学内のグループウェア等を活用し、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」や関係規程等を周知する。 他大学で発生した研究費不正事案やその対応を啓発活動で構成員に発信する。
<p>(6) モニタリングの体制</p> <p>実効性のあるモニタリング体制を整備するとともに、リスクアプローチの観点に立ったモニタリングを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングや内部監査にいて明らかになった本学固有の不正発生リスクについて、不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携を深める必要がある。 本学固有の具体的な不正発生リスクに対応したリスクアプローチ監査を継続して実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進部署は公的研究費の執行事務について、科研費の使用ルール、「科研費ハンドブック」及び「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」に基づく処理がなされているかモニタリングを行い、不正発生要因の情報を的確かつ速やかに内部監査部門に提供するとともに、内部監査部門はその情報を監査計画に適切に反映させて、内部監査の充実を図る。 内部監査部門は不正防止計画推進部署との協議に基づき本学固有のリスク要因を分析し、リスク要因に適したリスクアプローチ監査を適宜実施する。